

機業地桐生の誕生

土 谷 幸 久

はじめに

桐生が絹織物産地となった理由は、①古くから絨が採れたこと、②百姓渡世難儀の農業不便の地であったこと、③天領となったこと、④市を獲得したこと、⑤新技術導入等に熱心であったこと、⑥西陣に比べ生産組織が柔軟であったことが挙げられる。①～③は外部的要因といえることができる。後半は、その外部的要因を踏まえた上での桐生の人々の属人的要因である。すなわち、①～③を所与として④～⑥を可能にした人々の意志を⑦として挙げなければならない。①については『続日本紀』に記述がある。②は正保年間と明治初年の村別石高推移を比べれば明らかである。③は歴史から明らかで、御吉例之地として永らく桐生領民の心理的支柱となった。④は享保年間のことで、産地としての独立を意味する。⑤は元文と幕末天明年間に西陣からの染色、製織技術の移植であり、これが明治以降の産地としての確立の基盤となった。桐生織物の研究は多いが、産地形成の視点からの論考は少ない。故に本稿は桐生における産地形成要因を考察する。

上記の目的のため本稿が主に依拠し引用するのは『桐生織物史』である。ここで同織物史の文献上の位置付けについて、私見を述べておきたい。同書は戦前に刊行された書籍である。同書に対しては、上巻冒頭に掲載されている江戸後期創作の白瀧姫伝説は、伝説自体が織物販売目的の宣伝であるとして掲載を問題視する向きもあった。しかし本稿では、桐生においては同伝承を技術移植が桐生織物の発展に繋がったと捉える。また、織物・繊維に関しては書上タイムズや両野新聞などが断片的に残っているが、資料的に系統立てて論じた書籍は他にはない。後に『群馬県史』が編纂され、史料的に解明された点や新たな発見もあった。一見『桐生織物史』は遠景に霞む感もある。しかし、織物の項においては同織物史編纂の際収集された史料を元としており、『桐生織物史』を凌駕したとは言えない。その意味では、桐生織物に関する近年の多くの研究は、同書の恩恵に与っているといえるのである。それ故、本稿では同書によって論じることにした。

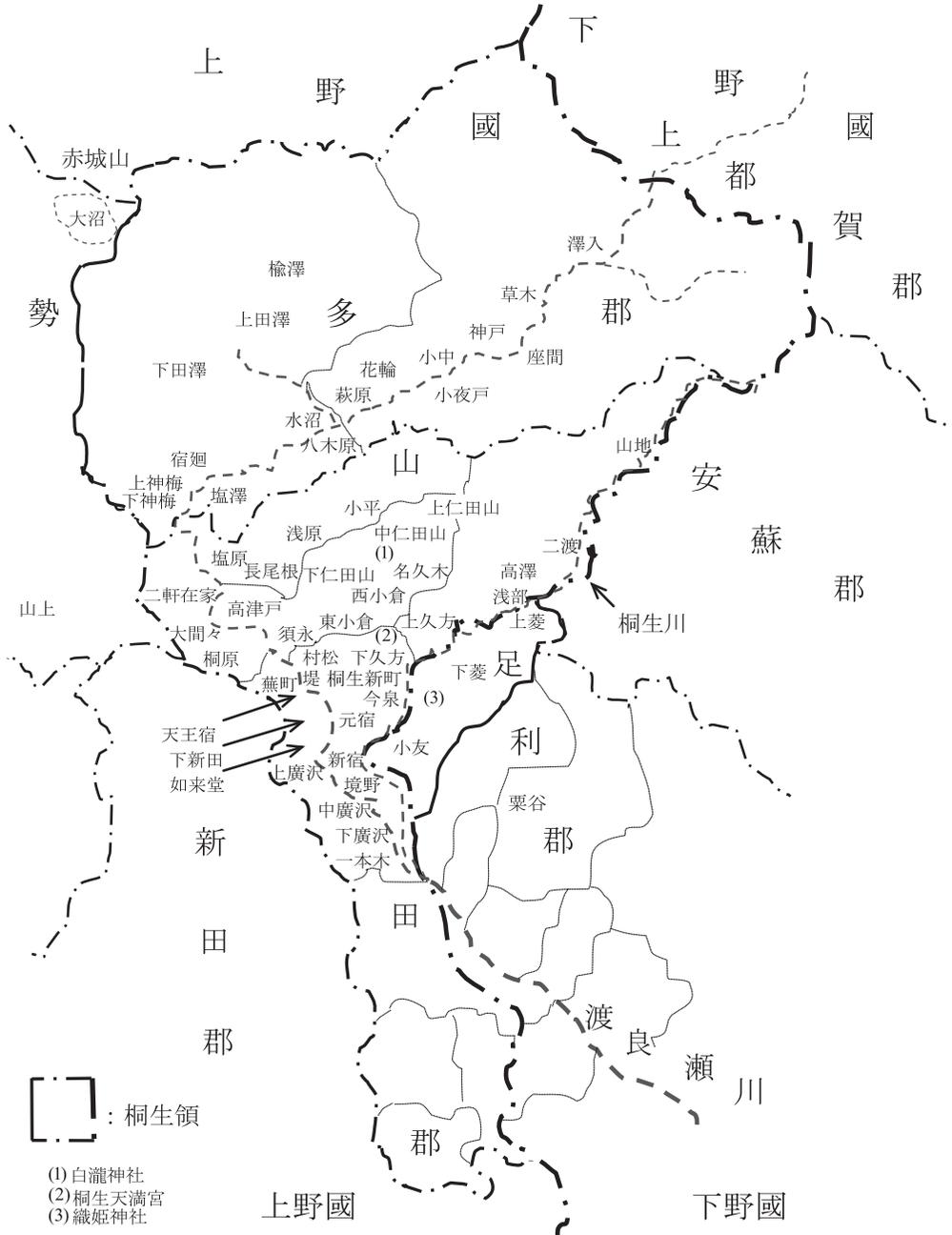
第1節 桐生の歴史—支配関係

議論に先立ち、桐生における歴史的支配関係をまとめておきたい。桐生に関しては、その語源として、同地方の溪谷に雲霧の発生すること多く「霧生」の意であるとも言われる。桐生という字が当てられたのは『東鑑』が初めてであり、足利俊綱の家臣桐生六郎がその地を領して以来、桐生という呼称が定まったといわれている¹⁾。しかし往時は、群馬、栃木に跨る桐生川一帯を

¹⁾『桐生地方史』p.1。『桐生市史』上巻，p.417。

指していた。それ故、桐生領五十四ヶ村には、下菱村、小友村など下野国足利郡の村も含まれていたのである。因みに五十四ヶ村とは古例であり、『桐生地方史』によると、山田郡三十六

図1-1 56ヶ村を以って「桐生領五十四ヶ村」とする概略図



村、勢多郡十六村、それに下野国足利郡三ヶ村を加えるて五十五ヶ村である²⁾。しかし実際は五十六ヶ村であった。概略は図1-1に示すとおりである。石高は古縄13,000石、後21,000石であった。

その後、鎌倉時代には桐生氏や廣澤氏により支配された。さらに桐生氏五代の國綱は足利尊氏に功があり、桐生一帯を領した。後に藺田氏の支配を受け、戦国時代には別の後桐生氏に治められた。しかし、元龜年間にその桐生氏も亡んだ。その後、桐生地域は一時新田氏子孫由良氏に領有された。上記桐生領に下野国足利郡三ヶ村を含む理由は、桐生並びに由良氏の領域を指して桐生五十四ヶ村と称したことに由来している³⁾。その由良氏は北條氏に臣従していたため、天正18年(1590)の小田原攻めの際、豊臣秀吉は徳川家康に彼の地を与え、天領となった⁴⁾。それにより同年由良国繁は常陸国牛久に移され、桐生城は廃城となった。

天正18年7月、家康は関東入府後直ちに大久保長安の家臣大野八右衛門を代官として、荒戸原の旧桐生城の南方東西約90間南北約6町の地に、中央に約5間半幅の道を設けその両側を短冊状に地割して1～6丁目の町割を行った⁵⁾。この桐生領五十四ヶ村の割元の地、すなわち荒戸新町は後に桐生新町と改称され、今日の桐生市街地の起源となった。その後、桐生新町移住奨励策により、寛文7年(1667)には桐生新町は戸数210戸となった。

天領であった時代は、天正18年(1590)から寛文元年(1661)の71年に及んだ。その後、同年より天和2年(1682)までの21年間は館林領であった。延宝8年(1680)綱吉が將軍職を継承すると、天和2年役料地方直しにより館林藩領は分給となり、桐生は89人の旗本に分給された⁶⁾。この分給時代は慶応4年(1868)までの186年間に及ぶ。桐生新町についていうと、天和2年から寛保2年(1742)までは旗本神尾備前守元清に、その後宝暦12年(1762)までは天領、さらに神尾氏の支配を受け、安永8年(1779)から幕末までは出羽松山藩の分領と変遷したのである。

第2節 機業地桐生の誕生—①②③の理由

(1) 桐生における機織業の起源—①の理由

我が国の絹織物は『魏志倭人伝』に伝えられるほど古いものである⁷⁾。しかし両毛絹織物の起源は、大宝元年(701)調として「絹、絶、絲、綿、布並びに郷土の所出に随い」調貢するこ

²⁾ 『桐生地方史』p.159。同書によると山田郡には、荒戸新町、一本木村、上廣澤村、中廣澤村、下廣澤村、如来堂村、下新田村、天王宿村、蕪町村、大間々町、桐原村、二軒在家村、鹽原村、淺原村、小平村、長尾根村、山地村、二渡村、淺部村、高澤村、上久方村、下久方村、今泉村、境野村、新宿村、本宿村、村松村、須永村、高津戸村、東小倉村、西小倉村、上仁田山村、中仁田山村、下仁田山村、名久木村、堤村があった。勢多郡には上神梅村、下神梅村、宿廻り村、上田澤村、下田澤村、萩原村、花輪村、小中村、神戸村、草木村、座間村、澤入村、小夜戸村、八木原村、鹽澤村、水沼村、楡澤村の17村である。さらに下野国足利郡の上菱村、下菱村、小友村で56ヶ村である。これより本稿は、『桐生織物史』上巻pp.63-73の区分に従いながら56ヶ村を五十四ヶ村とする。

³⁾ 『桐生織物史』上巻、p.62。

⁴⁾ 『桐生市史』上巻、pp.239-311。一村分郷制という統治形態のため完全な天領とは言えず、故に異説ありと同書では述べている。

⁵⁾ 『桐生市史』上巻、p.410。

⁶⁾ 館林藩領160ヶ村が202人の旗本に分配された。『桐生織物史』上巻、p.77。

⁷⁾ 「禾稻紵麻を種え、蚕桑緝績し、細紵、絹緜を出す」(『魏志倭人伝』(石原訳注(1991))p.46)。歴史的資料としては、天平感宝元年日付の正倉院の櫛布屏風風袋などがある。また、群馬県伊勢崎市にある、垂仁天

とが定められ⁸⁾、次いで『続日本紀』に「和銅六年五月癸酉相模常陸上野武蔵下野五国輪調、元来是布也、自今絶布立進」「和銅七年春正月甲申、令相模常陸上野三国始輪絶調但欲輪布許之」等と記されているのでそれ以前と考えられる⁹⁾。これは和銅4年(711)以来、元明帝が挑文師を諸国に派遣し技術伝習させた1つの成果であったといえる。但し、上糸国でも中糸国でもない。上野と下野は鹿糸国、つまり絶の産地であった。しかし、後に聖武帝の時代には東絶と称せられ、絶とはいえ他国の製織とは区別できる一定の品質の向上があったものと思われる。さらに延喜5年には絹帛調貢の制が定められ、駿河、相模、武蔵、常陸、上野、下野の国々は絹・絶の朝貢が求められるに及び、農間余業とはいえ両毛地域の機織は盛んになった¹⁰⁾。その理由の1つは、桐生は、「上州山田郡桐生領五拾四ヶ村、並隣国野州足利辺者、都而山間之谷々に而、田畑少く、其上砂に而、農業不便之場所故、百姓渡世難儀」とある如く、溪谷地帯で水田乏しく谷畑が多いという農耕には不向きで劣悪な環境であったということを、まず挙げなければならない¹¹⁾。第2に上代早くから養蚕機織の技法が伝来したことである¹²⁾。

桐生地域の機業の起源に関して、仁田山機神伝説がある。これは技術移植譚であるが、上州の機業は挑文師を始として京都技法の伝習により地域全体の技術・品質の向上が得られたことを表している。技術伝習については後述する。

その後、天慶2年(939)の平将門による承平・天慶の乱で桐生の地は足利共々蹂躪された。しかし、由良氏の時代には、蚕糸機織の業が奨励され、仁田山絹の名は日野絹と並び称されるようになっていた。また、元弘3年(1333)5月8日生品神社にて新田義貞が拳兵するに際し、桐生に旗絹の徴発を命じ所謂新田神社宝物仁田山絹軍旗を献上したと伝えられている¹³⁾。このようにして、仁田山絹を産し、養蚕機織は命脈を保たれていたのである¹⁴⁾。さらに時代は下り、応仁・戦国の時代となると、上方は荒廃し絹絶の製織は一時加賀、丹後、尾張、上野のみとなってしまった。上野における主要な産地は、高崎近傍の日野と桐生の仁田山であった。

さて、関ヶ原の役に際し、家康からは、新田義貞の先例に倣い桐生には2,410疋の旗絹献上を求められ、これを奉じた。『大日本産業事績2』など、この軍用旗地絹の製織を以って桐生機業の起源とする見方もある¹⁵⁾。

「慶長五庚子年、濃州青野原御陣の節、野州小山表御陣より、平岩主計頭・本多三彌左衛門様、仰を蒙り桐生郷へ御旗絹急御用被仰付候に付、絹貳千四百拾疋、御竿竹は下廣澤郷彦部彌

皇御宇3年創建の倭文神社の存在を挙げることもできる。倭文とは志登利とも書き、質布などと共に織物の別称である。祭神は倭文布の祖神天羽槌雄命。上野国が織物の産地であったことは、その他勢多郡細井古墳の篋・椀・膝などの石製機具の出土、貫前神社の機織神事、倭文神社在所倭文郷・多野郡宇織裳郷などの地名が挙げられる。『伊勢崎織物史』pp.4-7。

⁸⁾ 『群馬縣蠶絲業沿革調査書』「生絲之部」p.1.

⁹⁾ 『桐生市史』上巻、p.231.

¹⁰⁾ 『繭糸織物陶漆器共進会報告・第三区織物』p.104.

¹¹⁾ 『桐生織物史』中巻、p.3.

¹²⁾ 『桐生織物史』上巻、p.59.

¹³⁾ 『明治33年夏季修学旅行両毛機織業調査報告書』p.38. 『足利織物沿革誌 全』p.12.

¹⁴⁾ 『桐生市史』上巻、p.354.

¹⁵⁾ 『大日本産業事績2』p.155.

太郎居坐敷、竹ヶ岡の地に源義國公御勸請八幡宮鎮座の社地より三百八十本伐取、絹共々差上申候…斯て桐生郷の者共、久方天満宮社頭へ乍恐御勝利奉祈念候、右吉例を以て桐生郷は永代御傳馬助郷を免除」¹⁶⁾。

以来、年貢の他に、毎年2,410疋の旗絹を幕府に献納し、それを以来上述のように天領となり幕府の庇護を受けることとなったのである¹⁷⁾。旗絹献上の御吉例之地と称することは、慶長8年(1603)家康が征夷大將軍として兵馬の全権を掌握したことと併せて、桐生領の人々には名誉なことであったということは想像に難くない。江戸時代を通して桐生は御吉例の地であることが繰り返して語られ、また主張されている。例えば、幕末の安政6年(1859)の横浜、長崎、箱館の開港に伴う生糸暴騰による窮状を訴える訴状(同年7月、9月の第一回第二回愁訴状)においても、「…東照神君様三州大樹寺にて、桐生絹の御旗絹被爲遊御用依御吉例慶長五年關ヶ原御陣之御御旗絹急御用被仰付候付二千四百十疋奉献納候處、被爲遊御勝利彌御吉例之地と相成…諸役免除の土地は、外々には無御座候、乍恐御仁恵之至、難有仕合奉存累年産業營ミ来候…」と、家康恩顧の御吉例之地として桐生領を紹介している¹⁸⁾。

しかし、幕藩体制が安定すると旗絹の需要も減り、正保年間に金納に替るのである。その際、下表1-1に示すように桑永も徴収されている。

(2) 絹永高並びに石高推移②の理由

慶長の旗絹献納は臨時的措置であった。幕藩体制が安定すると旗絹の需要も減り、正保年間諸星庄兵衛が桐生新町陣屋代官であった時に絹永に替った¹⁹⁾。当時は諸物価が高騰し、絹も例外ではなかったという理由や、貨幣経済の進展、寛永・正保年間より品質粗悪になったとの指摘もあるが²⁰⁾、文久元年(1861)の桐生足利絹市紛擾についての文書においても納入額が同一であることから、納税負担を軽減するための幕府による金納変更であったと考えられる²¹⁾。軽減となったとする理由は、因みに、当時、絹代は中絹一疋が永銭で350文、下絹は一疋280文が相場であった。しかし幕府は従来通り、中絹一疋に付き215文、下絹一疋に付き165文の割合で差し引き、不足分一疋に付き中絹135文、下絹115文、計317貫150文を賦課徴収したからである²²⁾。次の引用は山地村安藏藤右衛門より廣澤村彦部彌三郎に宛てた書状であるが、不足分を売目として正保頃から徴収された。

「権現様御入國被爲遊候節、爲御旗絹与桐生領中壹萬千石之村にて、絹合貳千四百拾疋石上候、此元代として中絹壹疋に付永貳百五拾文、下絹壹疋に付永百六拾五文宛被下候處、

¹⁶⁾ 『桐生市史』上巻、p.575.

¹⁷⁾ 『桐生の歴史を語る』p.9.

¹⁸⁾ 『桐生市史』上巻、p.94. 本稿以下の引用にも、多くに枕詞として記されているとおりである。

¹⁹⁾ 『桐生市史』上巻、p.100. 明暦年中との説もある(『桐生織物史』上巻、p.55).

²⁰⁾ 『桐生織物史』上巻、p.61. 同書では桐生方から雑費省略のために請願した可能性も指摘している。『桐生市史』上巻、p.581.

²¹⁾ 『桐生織物史』中巻、p.76.

²²⁾ 『桐生織物史』上巻、p.59. 『桐生地方史』p.182, 『桐生織物史』中巻、p.76. また『桐生市史』上巻、p.579の幕府が定めていた価格について不明である。これは次に引用の新居家文書でも明らかである。317貫という総量については例えば『桐生織物史』上巻、p.82.

右之絹江戸ニテ御拂被遊候處、中絹壹疋に付永參百五拾文、下絹壹疋に付永貳百八拾文宛、御拂被遊候由にて、右之通絹にて納候節被下候元代永御拂代の内にて、御引被成、殘て中絹壹疋に付賣出目百參拾五文、下絹壹疋に付賣出目百拾五文宛と相究候、右者拙者親喜平次書傳置候通、無相違寫之懸御目申候、以上

十月九日

安藏藤右衛門

彦部彌三郎殿²³⁾

この絹永は、従来は絹織業者のみの旗絹上納であったが、このときよりは次表のように桑永も課せられ、五十四ヶ村の高割とし百姓一同の上納となった。

また、『桐生織物史』上巻では新居家文書を引用し、

「中絹壹疋ニ付永參百五拾文

内貳百拾五文御公儀様より前々より被下、残り參百拾五文村より賣出目損金差出

下絹壹疋ニ付永貳百八拾文拂

内永百六拾五文御公儀様より前々より被下被下置候殘百拾五文村々賣出目損毛辨納。」

と記している²⁴⁾。すなわち、上納額は上記の通り、中絹一疋につき135文、下絹は一疋につき115文となる。

一方、『桐生市史』上巻では「無償で上納せしめたものではないらしい」とも触れている²⁵⁾。これは如何なることか。上記引用の新居家文書より、中絹一疋当りの価格は215文、下絹は165文である。上納分は、一疋につき中絹135文、下絹115文であった。これより、中絹一疋につき80文、下絹一疋につき50文の永代被下置候分として対価が幕府より支払われていたことがわかる。

何れにせよ、御吉例御旗絹由緒から幕末に掛けて、桐生の負担額に変わりがなく、新技法の導入や雇用労働の増加、物価の上昇等を勘案すると、実質的には幕府による封建地代は遞減していったと見てよい。分給統治時代を通して、幕府が一定額の封建地代を徴収することで他藩の干渉を避ける働きをしていたと見ることができる。やはり御吉例之地だったのである。

このような封建貢租の実質的低下策は、生産数量の増大と価格騰貴、さらに慶安・延宝の頃からの全剰余労働部分の一定程度を封建小農に付与するという政策変更などともに、小額ながら民富の形成が可能となり、農民的商品生産の発展が可能となった。

下表は、桐生領三郡の各町村の絹永、桑永、さらに石高の推移を示したものである。桑に税を掛けるということは、生糸に対する税と言う意味である。秩父などにおいて和紙生産に対する税を、上木に対して賦課したことと同じことである。『桐生織物史』上巻によると、織物の産出高と桑永は比例していない。当時、桑は渡良瀬川上流域を中心に群生しており、機織の中心は桐生領下流域であった。このことより、江戸時代初頭には既に、人々は自家製の生糸によって織っていたのではなく、原料糸自体が商品化していたことを意味している²⁶⁾。

²³⁾ 『桐生市史』上巻, p.580.

²⁴⁾ 『桐生織物史』上巻, p.60. ここで注意すべきは、この時代には上絹は製織できなかったということである。

²⁵⁾ 『桐生市史』上巻, p.577.

²⁶⁾ 『桐生織物史』上巻, pp.74-76.

絹永は五十四ヶ村の高割で百姓一同の上納ということになっていたが、一本木村や桐原村では一文も掛けられていない。これは、村役人の協議によって特例としたものと思われる。また、古縄13,000石、後に21,000石と言われていたが、下表1-1の如く、それが叶うのは全国的に新田開発等が進められた後であり、かつ維新まで変わることはなかった。その中で、如来堂村、小友村のように明らかに石高を増やした村もある²⁷⁾。しかしながら、200年以上の年月を掛けて、領内全体でわずかに千石弱の増加であり、その間の人口増を考えれば、米穀生産のみでは人々は糊口を凌ぐことはできなかったことは想像に難くない。ここに業としての機織を成立させる必要があったのであり、また人々もその可能性を見出していたものと考えられる。

表 1-1 村別絹永高並びに石高推移²⁸⁾

山田郡

町村	旗絹代永	桑永	石高（絹永開始時）	石高（明治初頭）
桐生新町	4貫260文	18文	321石 95合	324石767合
一本木村	-	-	69石933合	69石953合
上廣澤村	6貫760文	4貫549文	892石102合	902石404合
中廣澤村	3貫125.2文	1貫1.6文	414石265合	414石365合
下廣澤村	3貫810文	3貫221文	674石243合	674石243合
如来堂村	1貫810文	1貫152文	69石 55合	169石 73合
下新田村	1貫380文	1貫534文	274石175合	274石175合
天王宿村	575文	1貫281文	217石 24合	224石671合
蕪町村	230文	725.6文	73石 71合	78石 13合
大間々町	1貫265文	2貫258文	680石609合	680石609合
桐原村	-	1貫492文	354石110合	397石962合
二軒在家村	905文	450文	87石366合	87石366合
鹽原村	10貫690文	4貫563文	438石260合	438石260合
淺原村	7貫690文	4貫222文	340石426合	340石426合
小平村	2貫310文	3貫469文	303石600合	303石600合
長尾根村	520文	756文	44石 21合	44石 21合
山地村	4貫220文	3貫210文	214石480合	214石482合
二渡村	17貫417.3文	7貫340.2文	538石	708石996合
淺部村	6貫400文	1貫913文	257石535合	261石535合
高澤村	11貫812文	3貫874文	426石535合	179石510合
上久方村	19貫863.25文	4貫438.1文	763石731.74合	790石968.54合
下久方村	17貫260.05文	1貫481.9文	666石274合	692石476合
今泉村	16貫16.5文	5貫983文	1,125石	1,134石705.5合

²⁷⁾ 水沼村、高澤村の石高の減少は資料とおりに記載した。楡澤村の絹永開始時の石高は『桐生織物史』上巻のとおり、また幕末の石高は『旧高旧領取調帳』のとおりを使用した。伊勢崎地域の表高も江戸期を通して変わることはなく、新田開発による内高の増加も微々たるものであった。すなわち、表高は、佐位郡19村計9,114,720石、那波郡30村計10,885,280石、合計2万石である。新田分を含めた内高は、佐位郡12,899,516石、那波郡12,592,919石、合計25,492,435石である。明治4年(1871)では、各々13,074,751石、12,629,444石、合計25,704,195石であった(「寛文郷帳」(寛文8年)、「伊勢崎藩領郷帳高辻帳」(延享3年)、「伊勢崎藩領明細帳」(天保2年)(『伊勢崎市史資料編1近世I』pp.3-13, pp.368-488)、『伊勢崎市史通史2』p.31.)。

²⁸⁾ 村ごとに知行地の合算である。明治初頭の下久方村石高は概数。但し、ここに挙げた村々は『桐生織物史』上巻の分類に従った(pp.63-73)、『桐生地方史』は楡澤村を除き、上菱村を加えた五十五ヶ村を五十四ヶ村としていた。しかし、寛文郷帳では、上菱村、下菱村は郷村として挙げられている。しかも、楡澤村も含まれている。すなわち、五十六ヶ村でなければならない。また図1-2のように『桐生織物史』上巻は口絵ではこれ等を含めて五十六ヶ村を桐生領五十四ヶ村としている。しかし、『桐生織物史』上巻の本文(pp.63-73)では、楡澤村を含み上菱村を外して五十四ヶ村としている。石高変化を見るために表1-1はそれに準拠した。因みに明治初頭の上菱村の石高は347石919合であった(「取調帳」p.530)。

境野村	5貫478文	3貫456.6文	686石406合	686石406合
新宿村	11貫133文	6貫629.4文	582石570合	599石
本宿村	5貫312.7文	2貫37.4文	375石	392石500合
村松村	2貫527文	1貫21.2文	181石735合	181石735合
須永村	9貫430.1文	3貫514.6文	321石345合	330石188合
高津戸村	6貫970文	3貫 31文	280石 48合	287石456合
東小倉村	7貫475文	1貫832文	271石	283石423合
西小倉村	10貫790文	2貫507文	263石952合	384石568合
上仁田山村	7貫159.25文	2貫518.2文	240石	295石305.5合
中仁田山村	4貫970文	1貫246文	150石	152石375合
下仁田山村	9貫893文	3貫953.4文	276石	390石 63合
名久木村	4貫355文	2貫220.2文	162石600合	166石807合
堤村	10貫822.25文	4貫236.8文	750石	750石
合計	234貫634.6文	97貫136.2文	13,785石566.74合	14,306石407.54合

勢多郡

町村	旗絹代永	桑永	石高（絹永開始時）	石高（明治初頭）
上神梅村	3貫698文	2貫229文	267石902合	267石902合
下神梅村	2貫138文	911文	186石593合	186石593合
宿廻り村	3貫433文	5貫986文	442石282合	457石382合
上田澤村	5貫935文	7貫936.5文	944石 95合	959石376合
下田澤村	2貫168.5文	5貫937文	670石498合	670石452.5合
萩原村	7貫940文	4貫9.2文	261石941合	273石141合
花輪村	11貫375文	11貫210.4文	547石 37合	558石237合
小中村	2貫525文	4貫 64文	195石278合	195石278合
神戸村	7貫140文	13貫189文	366石982合	378石982合
草木村	3貫580文	7貫484文	236石803合	236石803合
座間村	2貫735文	3貫445文	127石779合	127石779合
澤入村	1貫790文	7貫328文	210石730合	211石275合
小夜戸村	8貫768.5文	8貫693文	332石140合	332石140合
八木原村	3貫	2貫123文	97石124合	97石124合
鹽澤村	2貫175文	2貫197文	163石353合	194石444合
水沼村	3貫835文	2貫329.2文	329石885.56合	270石398合
楡澤村	270文	163文	272.3合	27石 23合
合計	72貫506文	89貫234.3文	5,380石694.86合	5,444石329.5合

(下野国) 足利郡

町村	旗絹代永	桑永	石高（絹永開始時）	石高（明治初頭）
下菱村	7貫504.5文	3貫258.4文	597石930合	603石999合
小友村	13貫55.7文	9貫351文	761石645.67合	963石735.97合
合計	20貫560.2文	12貫608.4文	1,359石575.67合	1,567石734.97合

桐生領

	旗絹代永	桑永	石高（絹永開始時）	石高（明治初頭）
合計	327貫700.8文	198貫978.9文	20,545石837.27合	21,308石472.01合

『桐生織物史』上巻, pp.63-73, 『旧高旧領取調帳』 pp.501-503 より作成。

(3) 特殊性—③の理由

桐生は江戸の初期から機業に特化し得る環境を得た、という意味では特異な立場にあった。それは前述のように、平地が少なく、下田、下畑等劣悪地が多く耕作に適さなかったこと、そして耕作地の乏しい小農民が多数を占めていた、それ故に何等かの副業を行わざるを得なかったという消極的理由からである。しかし本質は、旗絹献上により御吉例之地として、再生産を補充するために織物生産を展開することが許されたという理由が大きい。

さて、江戸幕府の初期の農業政策は、農民による商品経済の進展を抑制し、米本位体制を維持することにあった。御吉例之地が名誉なことと記したが、農民的商工業余業収入の獲得が特例的に許可されたこと、そして天和2年(1682)から始まる分給統治こそが桐生にとっての御吉例だったのである。

一方、足利における機業の起源は桐生と同じく古く、元明帝が挑文師を諸国に派遣し技術伝習させたことと考えることができる。その足利は東山道の要衝に当たる。寛治2年(1088)源義家は奥州征伐の折、足利左太郎太夫家綱の館に立寄ったとされる。その際、足利織の白地の旗絹と陣羽織、陣幕が献じられた²⁹⁾。しかし、機織は農間余業の域を出ることはなく、江戸時代に至った。桐生は幕府の庇護を受けたが、近接する足利は何等の恩恵を受けることもなく、木綿類を産するに過ぎなかった。木綿類を産したとは、足利は、佐野、太田、館林といった綿織地域と桐生という絹織地域の境界に位置し、綿織が可能な地理条件が整っていたからである。同時に絹製品も産するのだが、絹織物に関しては、特に足利西部は桐生の下機地に甘んじざるを得なかったのである。下機地の由縁は、專業者乏しく文字通り桐生の出機地域であったこと、原料を大間々に頼り製品を桐生の市にて販売せざるを得なかったからである。この関係は長く続くことになる。

さらに、伊勢崎について言えば、垂仁天皇御宇3年創建の倭文神社があり、桐生同様古くから糸を産する地であった。雑市ながら市が立ったのは元亀元年(1579)である³⁰⁾。初め本町のみであったが、寛永20年(1643)には新町に市分けが行われなど、自生的集落機能を有していたといえる。しかし、機業に関しては元文期までは農間余業を出ることはなかった。事実、高機が伝わるのは、足利では文化・文政(1804~1829年)の頃、伊勢崎に伝えられたのは遥か下り明治25年(1892)であった³¹⁾。このように、御吉例之地と定められるか否かは当時としては大きかった。

さて、戦国期を通じて、他地域と同様永らく封建小農の下方分解の岐路にあった桐生においては、天領化は過酷な貢租徴求からの解放を意味した。しかしまた、天和2年(1682)以降分給統治となった故、萌芽の産業が誕生しても他国のように領主の保護を受けることもできなかった。残念ながら、天正18年(1590)から寛文元年(1661)の71年の天領時代、さらに館林領の21年間は「往古者、百姓農業之片手間、女之方娘等蠶飼いたし、絲にとり、織物渡世仕候」という域を出ることはなかった³²⁾。全国で機織が産業として確立するのは、その後の綱吉の時代の元禄期であった。しかし、綱吉の將軍職継承に伴い、桐生は分給統治されることとなった。そのため桐生では、天領復帰運動も起きたが、それは叶わなかった³³⁾。但し、幕府に対し封建貢租たる絹永を治めていた故、実質天領と同じであった。しかし分給されたのは事実であり、御吉

²⁹⁾ しかしながら、新田義貞も源義家も何れも天下人にはなることはなく、後ろ楯となることはなかった(『足利織物沿革誌 全』p.10)。

³⁰⁾ 『伊勢崎織物史』p.8。桐生織物史編纂会(1974)では大永年間(p.45)。

³¹⁾ 『関東機業地域の構造変化』p.16。

³²⁾ 『桐生織物史』中巻、p.4。

³³⁾ 『桐生織物史』上巻、pp.77-78。天領移管の願いが出された際、幕府は桐生の扱いは一切従来通りであると慰撫したと伝えられている(『桐生織物史』上巻、pp.77-79)。

例之地を前面に掲げ、領地を越えて地域の連帯を図らざるを得なかったのである。その際幸いしたのは、出羽松山藩領となった桐生新町では数人の役人が陣屋に常駐するのみで、商人が町役人として町人自治が可能となったことである。領主からの保護奨励策はなかったものの、そして在ではあるが産業都市として、近在の労働力を吸収し機業地として発展する基礎を得たのである³⁴⁾。

産地が形成される条件の1つに、地域ブランドとしての価値の共有・連帯感の醸成がある。桐生における町人自治の旗印は、御吉例之地であった。御吉例之地と繰り返すことにより、人々に価値の共有と連帯感の醸成が深化し、地域ブランド製品の製織へと進展したのである。すなわち、分給統治という町人自治を可能とする緩い統治形態とともに、御吉例之地という旗印が、人智を超えて、桐生に産業としての機業を促進させる機縁となったのである。

生産量の増大と価格騰貴とともに、旗絹献上を定額の絹永とし、実質的に封建貢租を減減させながらも御吉例之地とした幕府の計らいももう1つの基礎であることはいうまでもない。

このような農民的商品経済の進展こそが幕藩体制を崩壊に導く原因となり、それ故幕府は他の地域では抑制したのであった。同地では天領ではなく分給統治であったことが幸いし、何等の制限を受けることはなかったのである。

では何故、幕府は桐生にそれを許可し、桐生新町の創設を行ったのか。家康は関ヶ原の役出陣に際し、新田義貞の先例に倣ったと前述した。しかし家康にそのようにさせた理由は、先述安政6年(1859)の生糸暴騰による窮状に対する訴状にあるように、桶狭間の合戦の最中のある出来事であった。合戦の最中今川方敗走の際、家康は三州大樹寺にて自刃遂げんと覚悟した。しかし大久保彦左衛門が諫め、再び敵陣を目指すこととなった。その際、数本の上州絹を旗として斬り込み、死地を脱出することができたのである³⁵⁾。つまり、その上州産の旗絹は家康にとっての吉例となったのである。そのことにより、故事に倣い、また桐生を特別に保護・整備したのである。しかしながら、慶長5年(1600)段階では、「其昔御旗絹献上仕候砌り、二千四百拾餘有之」と言われるように桐生の織機は2,410台であった³⁶⁾。すなわち、関ヶ原の役の際には、一台一疋平均で織ったということになる。

御吉例之地という特殊性より、幕府からは折々種々の特権が与えられた。すなわち、諸役免除助郷免除、寛永19年(1642)絹物製織禁止令、元禄11年(1698)改判料取止、宝暦10年(1760)絲絹運上取消、天明元年(1781)貫目改所設置中止である³⁷⁾。

諸役助郷の免除とは、日光例幣使街道の助郷等を免除されたということである。寛永19年に出された絹物製織禁止令とは、奢侈の風が巷を風靡するに及び出された絹禁令であるが、西陣と桐生のみはこれを免れ、それ故益々機業が発達する基盤が整ったのである。但し、奢侈禁令はその後も数度に亘り出されている。改判料も何度も出されたが、結局免除されている。これ等は諸役諸座諸問撤廃という楽座の一環とも取れることだが³⁸⁾、桐生織物は実際的には幕府の

³⁴⁾ 『在来技術改良の支えた近代化』 p.238.

³⁵⁾ 『足利織物沿革誌 全』 p.11.

³⁶⁾ 『桐生織物史』中巻, p.18.

³⁷⁾ 『桐生織物史』上巻, p.54.

³⁸⁾ 『株仲間の研究』 p.21.

保護を受け、最大消費地である江戸に近く、また信州・奥州の生糸業の勃興とも重なり、寛文5年(1665)には紗綾絹を織り出すに至るのである。

第3節 桐生市立替—④の理由

前節で、永らく農間余業の域を出ることはなかった同地の機業が発展する基礎となったのは、町人自治であると述べた。しかし、旗絹献納を絹永として、實質的に貢租を逡減させるという計らいも、御吉例之地という旗を後押しすることになったのである。また、綱吉の分給統治決定も、領主の農民的商品生産活動への干渉を防ぐに功を奏した。さらには織物製品の価格騰貴を来した全国的需要の増大、生産技術の移転・革新などの複合により、同地は織物産地へ発展するのである。ここでは、桐生が絹織物産地へと発展するための町人自治の象徴的出来事として桐生市立替を取り上げる。

(1) 六齋市

桐生における市の開設は、一説では天正年間、または寛文年間に確立したとされる³⁹⁾。足利においては本町における市の開設が慶長年間、新田町が承應年間であった。また、伊勢崎では、大永年間(1521~1527)とも元亀元年(1579)といわれている⁴⁰⁾。伊勢崎の市は、初め本町のみであったが、寛永20年(1643)には新町に市分けが行われ1日と26日に開かれるようになった。さらに、万治2年(1659)には西町にも朔日、16日の市が設けられ、以後三町交替で開かれた。

『群馬縣蠶絲業沿革調査書』等によって群馬県内の当時の市開設時期を示せば次表のようになる。

表 3-1 上州雑市・六齋市開設時期

前橋	元和3年、本町	安中	慶長年間
伊勢崎	大永年間	中之条	慶長2年
桐生	天正年間	富岡	寛永年間宮崎より移転。宮崎は慶長の開始
渋川	慶長年間	大間々	寛永6年
藤岡	慶長年間	境	正保年間
高崎	慶長3年、元禄3年田町に市分け	太田	永禄8年

『群馬縣蠶絲業沿革調査書』「生絲之部」p.7。『近世日本の商人と都市社会』p.52。

但し、『群馬縣蠶絲業沿革調査書』では、これ等を絹市としている。『日本商業史』も、山上市が大間々に移転したのは元禄15年(1702)、桐生に絹市が発生したのは寛文年間であるとし、同様に絹市としている⁴¹⁾。しかし、伊勢崎で市分けがあったことや、大間々における市開設時期についての両者の相違する点、『桐生織物史』上巻では大間々における絹市開設には定説なしとしながらも元禄年間でも寛永6年(1629)でもなく万治元年(1658)ではないかとして

³⁹⁾ 『群馬縣蠶絲業沿革調査書』「生絲之部」p.7。『日本商業史』p.185。

⁴⁰⁾ 『伊勢崎織物史』p.8。

⁴¹⁾ 『日本商業史』p.185。第1節図1-1を参照されたい。山上は大間々中心からは遠い。

いる点⁴²⁾、さらに『群馬縣蠶絲業沿革調査書』が桐生における絹市の発生を天正年間としていることなどから察するに、『群馬縣蠶絲業沿革調査書』や『日本商業史』のいう市とは六齋市であると考えられる。そして絹市は上記のように元禄15年(1702)であると思われる。

また、桐生の絹市開設も天正年間ということもあり得ないであろう。桐生新町の町立てと同時に絹市が発生したということになり、それは不自然だからである。さらに、仮にそれ等を是とすると、享保の大間々から桐生への市立替の説明が付かない。故に、六齋市の中で、生糸や絹製品が扱われたと解するべきである。他の市においても同様で、一商品として生糸や絹製品が混在して扱われていたのである。

この表を掲載した理由は、早い地域で戦国期、遅い地域でも江戸初期において、家族・一族・小聚落内の必要性という限界を超えて、余剰生産が可能になったという意味で、この時期が各地域において製糸・製織が業として離陸可能な下地が整いつつあったことを表しているからである。

さて、桐生の市は当初は鎮守天神社において毎月五と九の日の6回開かれた⁴³⁾。これは毎年2月25日と9月9日に同社の祭礼が開かれることに因んだものである。

(1) 絹市

山田郡における絹市は大間々で開かれており、桐生の機織関係者は「皆市毎に桐生方より大間々方へ」行かなければならなかった⁴⁴⁾。しかも「大間々絹市販とはいへども、絹を買衆中は十に九つ桐生方より行事也。賣者連も六七分は桐生方より行者多し」という状況であった⁴⁵⁾。

桐生における絹市は、享保12年(1727)に大間々からの市立替が模索され始め、大間々市にては絹を買わぬこと、これに造反する者は仲間にて相談の上処置すること、桐生新町市にて紛擾ある場合は入費等相談の上負担すること等を申し合わせ、絹買新居藤右衛門、玉上甚兵衛等が中心となって市立替が行われた⁴⁶⁾。既に貞享・元禄期には機業家も増え、また仁田山絹布は桐生絹または山絹と称されて江戸、京都との取引も行われていたため、機は熟していたといっ
てよい⁴⁷⁾。

「享保十六年亥正月吉日 絹買仲間申合帳

覺

一、今度申合候通、向後大間々町に而、絹買申儀、堅く相止め可申候。自然抜け而買に参り候は、不依誰人、仲ヶ間に而、いか様も御吟味可被成候。爲仲ヶ間共、連印依而如件。

享保十六年亥正月 (爲登師^{のぼせし}36名)

右之通、銘々致印形候上は、此末、大間々町へ罷出候而、糸絹等堅く相調申間敷候。又他

⁴²⁾ 『桐生織物史』上巻, p.87, p.90.

⁴³⁾ 『桐生市立替并織物之記』p.173, p.166.

⁴⁴⁾ 『桐生市立替并織物之記』p.167.

⁴⁵⁾ 『桐生市立替并織物之記』p.170.

⁴⁶⁾ 『桐生織物史』上巻, p.98, p.100. 本文下記「一札之事」.

⁴⁷⁾ 貞享元年(1684)江戸問屋大塚屋庄右衛門と桐生新町絹買商書上商店との間の仕切書が残されている(『桐生織物史』上巻, p.105). また、同書p.108, p.148.

所へ新市相立申様成る義に而、何分に被頼申事候共、右印形之銘々衆中、御相談之上、御了簡合を以て、相互に出申積りに致可仕候。新町絹市に付、何ヶ様成義出来仕候共、御相談次第、入用等候へば、何分にも割合等引請可申候。爲後日如此、印形仕候。以上。

享保十六年亥二月十三日 』⁴⁸⁾

新居藤右衛門と玉上甚兵衛等の大間々絹宿に集った絹買就中爲登師と呼ばれる人々が市立替を企画したのである。すなわち、当時大間々の絹宿に参集していた絹買には、爲登師の他には国売がいたのだが、来る桐生の紗綾市では、爲登師が運営する旨の共通認識があったのである⁴⁹⁾。当然のことながら、爲登師の規約なども定めなければならなかった。

「一札之事

一、於當町、各被仰合、先規之通、絹商賣仕候に付、何事によらず、相互に御相談次第に可仕候。見世賃の儀は、臺の上、二十四文、平買は拾貳文、爲取之可申候。其外せり衆は、見せ賃には及不申候。萬一絹等紛失仕候はゞ、相互に立合の上、吟味可仕候。且又雨降には、最寄能所江指置可申候。惣而町中がさつヶ間敷事、無之様に、可致候旨、役人方より申付候。左様に御心得可被成候。爲其、一札仍而如件。

享保十六年亥七月

新町五丁目（新居）藤右衛門 印

同 三丁目（玉上）甚兵衛 印

絹買仲間衆中

證文預主

新宿（藤掛）喜右衛門殿

同（木村）才兵衛殿 』⁵⁰⁾

この資料は、前記「絹買仲間申合帳」の申合わせ通り絹買就中爲登師の協力を確認するとともに、台の上、平買、せり衆など見せ賃を規定している。何れにせよ桐生の絹市については、桐生新町の絹買、つまり桐生新町の爲登師13名が独占的に集荷・運営することが取り決められたのである。

当初五九三七の十二市としたが、翌年には三七の日に開くこととして、桐生絹市は大間々か

⁴⁸⁾ 『桐生織物史』上巻, pp.93-94. 絹買中爲登師として申合者として名が上がっているのは35名であるが、実際は以下のように玉上甚兵衛を加えて36名である。

須永新介(大間々)	阿久澤九兵衛(大間々)	阿久澤惣吉(大間々)	中村店(勢州)
中村店(伊勢崎)	椎名與市右衛門(大原)	丹羽左右衛門(廣澤)	丹羽太郎左衛門(廣澤)
中里新左衛門(廣澤)	津久井儀右衛門(如来堂)	下山五郎左衛門(境野)	下山三次郎(境野)
新井彌平太(境野)	佐羽市郎兵衛(桐生新町)	新井甚五右衛門(桐生新町)	玉上甚左衛門(桐生新町)
玉上甚兵衛(桐生新町)	森口藤右衛門(桐生新町)	森口彦兵衛(桐生新町)	山崎清右衛門(桐生新町)
村田儀兵衛(桐生新町)	吉田又右衛門(桐生新町)	吉田嘉兵衛(桐生新町)	石田十兵衛(桐生新町)
新居藤右衛門(桐生新町)	新居治兵衛(桐生新町)	高橋五左衛門(今泉)	石原又左衛門(今泉)
板倉安左衛門(今泉)	木村三郎右衛門(今泉)	木村三郎左衛門(今泉)	木村三郎兵衛(今泉)
前原傳右衛門(淺邊)	前原市兵衛(淺邊)	和田五右衛門	下山喜平次

大間々の絹買は僅かに3軒しかない。その他、大間々絹宿出入の国売は14名いたが、市立替とは無関係であった。

⁴⁹⁾ 国売の氏名は『桐生織物史』上巻, pp.94-95.

⁵⁰⁾ 『桐生織物史』上巻, p.100.

ら独立した⁵¹⁾。三七の日とした理由は、大間々の市が四と八の付く日に開かれていたからであり、大間々市にては絹を買わぬことという申し合わせの予防的措置であった⁵²⁾。「桐生市立替并織物之記」では、桐生において絹市が初めて開かれたのは享保16年(1731)2月13日のことであると伝えている⁵³⁾。何れにせよ、大間々は場所の提供と間々糸の販売が主であり、売買は桐生方が中心であった故、享保12年頃から市立替は模索され、同16年に同じ山田郡の大間々から桐生に経済の中心が移動したのである。

六齋市が製織を業として離陸可能な下地であるとする、専門の絹市を持つということは産地としての独立を意味しているのである。しかしながら、現実には「桐生新町市之儀は、卯之刻より初り、牛之刻迄糸絹賣買仕、早々罷歸り農業仕候處」の「農業絲絹等分ニ而渡世仕候」という状態であった⁵⁴⁾。

市立替以前、桐生の機業家が大間々で購入するのは間々糸と呼ばれた原料の生糸であった。そして大間々で織物製品を販売するという関係にあった。桐生の仁田山絹の供給量では、当時の桐生の製織の需要を満たすことはできなくなっており、また大間々の絹市は慣習的存在であった。しかしながら、享保の時代までは桐生は大間々の市に従属していたのである。それが享保16年からは、機業地としての桐生と後背地としての大間々という逆転関係が成立したのである。

当時の桐生の絹市は紗綾市とも呼ばれ、初期においては路傍に藁を敷き商品を陳列して売買したという⁵⁵⁾。紗綾市は毎月三と七の日の6回開かれたのだが、新町が上下に分かれ一丁目から六丁目が生じると各町内を巡回するように開かれるようになった。後々「市立替りの桐生市格別絹直段よしと風聞に相成、益々市繁昌に相成候」という評判となった⁵⁶⁾。そして長い間、足利、佐野地方の織物も桐生の絹市で販売されていた。ここで重要なのは、産地に販売拠点があるか否かということである。何故ならば、製品を販売することをもってしか利益は生じないからである。遠隔地への販売は輸送費用が掛かる。また荷が傷む危険、割引販売を強いられることもある。故に売り手＝生産者主導で利益を得るためには、生産地での販売は不可欠だったのである。このことは、市があるか否かが産地の条件であったと言い換えることもできる。すなわち、市日には遠隔地から買付けが来るとというのが市の形態であった。

何れの商品・製品も、複数の生産者が競合する場合は、購買者に商品・生産者を選択する自由があり、価格決定権を含めて生産者よりも購買者の方が強いという力関係にある。さらに生産・加工の各段階において、より高い付加価値を加えることが可能な立場にいる者がそのバリューチェーンの中で主導的になるということは自然なことである。また、大間々の原料の外、他の産地の原糸も利用可能であったが故に、さらに取引きの大半が桐生方で占められていた故

⁵¹⁾ 『桐生織物史』上巻、pp.95-96.

⁵²⁾ 『日本商業史』p.185.

⁵³⁾ 「桐生市立替并織物之記」p.171。直接の契機となったのは、享保15年極月15日、桐生廣澤村の機屋中里四郎兵衛が大間々絹市にて絹を売買せんとしたが、売買制限前であったため絹買宿主星野武左衛門がその絹を没収するという事件であった(p.168)。武左衛門は、山上市の元禄15年廃止に伴い、万治元年大間々に絹市を開くに奔走した星野庄右衛門の関係者である。絹買宿を設け人々に供した人物であった。

⁵⁴⁾ 『桐生織物史』上巻、p.214、p.233.

⁵⁵⁾ 『日本商業史』p.185.

⁵⁶⁾ 「桐生市立替并織物之記」p.175.

に、大間々から桐生に重心が移ったのである。織物業など消費財の場合、最終消費者に近づくほど力関係が強くなる傾向がある。特に嗜好が多彩になればなるほど、またその製品の利用の自由や再加工の余地がある場合、この傾向は強められる。しかも、零細な小農に商取引は不慣れであり、生産地と消費地が遠隔になればなるほど、川下に利益と力関係は偏る傾向にある。それ故、織物の生産におけるこの力関係は販売においても当てはまり、資金量が豊富であるならば、消費者により近い呉服商や消費地の問屋が力を持つことも可能なのである。

そこで、消費地への輸送、産地内での輸送機能を含めて、産地と消費地を結ぶ仲介機能が必要とされる。ここに買次商が誕生するのである。消費地の嗜好等の注文を聞き、機業家に情報を付与する機能も持っていた。桐生織物の隆盛に従い、買継役は買次商たる地位を確固たるものとして勃興していったのである。さらには、後々才取り、札切りといった機業地桐生ならではの職業も派生させて行くのである。

しかしながら、「市立替りの桐生市格別絹直段よしと風聞に相成、益々市繁昌に相成候」という評判を得るためには、絹市や絹買という商業機能だけでは不十分である。技術革新と生産方式の革新を伴わなければならないことはいうまでもない。

第4節 技術移植—⑤の理由

江戸や京都との取引が開始されても、長らく桐生絹や白絹を納品する有様であった。つまり、原料や中間商品を納めているだけであり、利幅は少なかった。産地として認知され、利益を享受するためには最終商品を生産しなければならない。

そのためには、製織・染色の技法の改善が必要であった。京都西陣は大舎人座の製織技術を独占的に継承し、天正年間には太閤の保護を受け、後には長崎貿易にて明様の技法を学んでいた。その京都に受容されるためには同等の技術力を付けなければならなかった。桐生に伝承される仁田山機神伝説は技術移植譚であるが、この伝説の如く桐生が発展するためには最新の技法を習得する必要があった。改善を要するのは製織、染色の全てであった。

(1) 製織

桐生には、元文4年(1739)西陣織物師中村彌兵衛、吉兵衛により、羅、紗、紋紗綾、緞子、縹子、綸子、縮緬の織法とともに高機が伝えられた⁵⁷⁾。

「神田柳原辨慶橋上州屋七郎兵衛、同彦四郎、足利郡宿の島にて青木氏といふ。元文貳丁巳、横瀬駿河守様御知行所下菱村週藤平藏、御屋舗御用に出席す。同國の縁にて、彼家に旅宿す。七郎兵衛語るは、京都西陣之織物師之彌兵衛と云ふ者下り、江戸表に假に住す、彼に指南を得て、桐生に紗綾出候はゞ可然候はん、若し左様なる思召もあらば、我等口入肝入せんと云ふ。兎角、國に戻り相談し、究り候はゞ、迎を越さんと、用事を仕廻て、國へ戻り、

⁵⁷⁾『桐生織物史』上巻, p.124. 同書では彌兵衛招聘の経緯として、他に2つの文献を紹介している。しかし、下菱七機等踏み込んだ記述は「桐生絹市故事」からの引用のみである。故に、本稿では上記に引用した経緯が正しいと判断した。他とは例えば「機株改所設置意見」では、彌兵衛は自ら諸國を遊歴し、その途上足利郡一色村に立寄り、百姓仙内方へ逗留したとなっている(『桐生織物史』中巻, p.4)。

周藤太郎兵衛・同平藏・蓼沼平兵衛・小林文左衛門・新井彌三郎・青木與右衛門、相談極めて、牛の春七郎兵衛方へ添状して、迎に人を遣す。彌兵衛來て、指南して成就し、連名七軒に相究めて仲間の外、他へ教へる事禁じ堅る。云々。』⁵⁸⁾

このように織物師彌兵衛の招聘は、江戸を焼き払われ流浪していたところを、上州屋七郎兵衛を介して、下菱村の周藤平藏が尽力して叶ったものであった。これが桐生における西陣高機導入の端緒である。元文4年末3月であった⁵⁹⁾。

ここで注目すべきは、招聘に尽力した周藤平藏は下野の下菱村住人であったということと、「他へ教へる事禁じ堅る」として伝授したという点である。下菱村の件は、前述したように他の足利郡内の村とは異なり、桐生領として一体であったことを物語っている。堅く禁じるとの件は、「桐生市立替并織物之記」では「此上は我々七軒にて仲間取極め、決而他に教る事を禁じ、行々迄の家業と七軒の者申合、飛紗綾織出し候」として、新技術の習得による利益独占を企てたとある⁶⁰⁾。所謂、下菱七機である。この七軒とは、上記引用中の6名と村松與右衛門である。

しかし桐生新町の絹買新居治兵衛と兄藤右衛門は、下菱七機の「其仲間七軒と相定、銭金つかみとりにもふけるよしを聞き」⁶¹⁾、「織もの七軒に織出し候は唯一己の利欲而已にて、何ぞ當國の國益にも可成哉。心狭きいたし方也」と⁶²⁾、御吉例之地という桐生の自己同一性・公益に叛くものとして、同じく元西陣の織物師にして江戸にて粉唐辛子渡世をしていた吉兵衛を招聘したのである。「桐生の絹糸毎年數多京都に登る。問屋より糸屋町の中買に渡し、其手より西陣織屋は買求めて織出し、諸國織物織出し渡世となる。當所の糸は市中の賣買にて、其糸にて機を織り其數多出来るものならば、京大坂江戸諸國よりも仕入方の注文賑ならん」というのが、御吉例之地の公益であり、本来の桐生の自己同一性なのであった⁶³⁾。

機足取立は横町八染清兵衛という者が、下菱村村松方へ懷中に差金を忍ばせて機見物を装い寸法を取り、吉兵衛の指図で作製した。飛紗綾、紋箴爪等その他の機道具一式は、京都から毎年来る帷子売りに託すなどして準備を進めた。そして終に元文4年2月3日に新居藤右衛門方にて初織りが叶ったのである。二番織りは6丁目の新居與市兵衛、三番は境野村の清兵衛、四番は金子治右衛門、五番は6丁目の林長右衛門、六番は新宿の萩原惣右衛門、七番は境野村下山直右衛門方で行った⁶⁴⁾。

藤右衛門は、「此度京都より西陣織物師召連來候間、行々當所産物にも可相成候儀に候得者、飛紗綾機御望の方は無御遠慮御出御取立可被成候」旨の廻文を行った⁶⁵⁾。これにより、下菱七

⁵⁸⁾ 『桐生織物史』上巻、p.122.

⁵⁹⁾ 但し、高機導入は元文3年説もある。『桐生織物史』上巻では元文3年説もある旨紹介した上で、下菱村二洲橋畔の織姫神社(第1節図1-1の(3))の祠に元文4年末3月彌兵衛來桐・高機導入と記されていると述べている。桐生に高度な製織法を伝授したもう1人の人物で吉兵衛という織物師がいた。この人の招聘は、前年の元文3年に湯島からの出火により吉兵衛宅も類焼したためであった。故に、元文3年の招聘ではなく、4年であると思われる(『桐生織物史』上巻、p.128)。

⁶⁰⁾ 『桐生市立替并織物之記』p.176.

⁶¹⁾ 『桐生市立替并織物之記』p.177.

⁶²⁾ 『桐生市立替并織物之記』p.178.

⁶³⁾ 『桐生市立替并織物之記』p.177.

⁶⁴⁾ 『桐生織物史』上巻、p.131.

⁶⁵⁾ 『桐生市立替并織物之記』p.181.

機の日論見は破綻し、桐生地方一帯に高機と紗綾が広まったのである。元文6年には桐生において高機は40機を越え、寛保3年には山田郡、勢多郡、新田郡、前橋領、館林領、足利郡、西上州、安中、諸田等に広まったのである⁶⁶⁾。因みに、この新居藤右衛門、治兵衛兄弟は、市立替の際の中心人物であった。また、吉兵衛に指導を受けた7人は絹買であった。

西陣焼け以後、来桐職人は多数に上り、桐生では紋紗綾織が発達した。しかし、素地は農村加工業であり、西陣のような都市工業的性格とは対照的であった⁶⁷⁾。

(2) 染色・整理

そもそも桐生には、享保元年(1716)に上絹を黒染にする地黒を発明した小林忠兵衛という人物がいた。この人は、下野国足利郡小俣村より桐生今泉村に来て紺屋を始めた孫兵衛という人の玄孫であった。また、江戸に出て紺屋修行をした須田伊兵衛という人物も今泉には住んでいた。しかし、時代が寛文、元禄と下っても、桐生の染色業は業とはならず、他地域との取り引きの際も大部分は白地のまま出荷する状態であった。

しかし、享保元年(1716)頃、諸国好景気となり、桐生絹が京都方面に販売されることとなると、従来の黒染以上の改良が求められるようになった。その第一は、白張法という整理加工法であった。これは京都の張屋久兵衛により享保8・9年頃伝えられた。

次に紅染師瀬兵衛が紅染を伝えた。しかし芳しくなく、瀬兵衛が西陣紅染師佐兵衛を呼び寄せた。このようにその後も「京都職人追々下る」状態となり、桐生の染色業界は活気付いた⁶⁸⁾。しかし、西陣に比べれば技術的には稚拙であった。

(3) その後の技術移植

その後、天明6年(1786)京都紋工小坂半兵衛が、足利郡粟ノ谷村の機業家金井繁之丞方へ寄寓するということがあった⁶⁹⁾。西陣の紋織り、すなわち先染織物の紋工である。戦乱の中一度は廃れ、しかし桃山時代に井關宗麟によって復興され、しかしまたその技法は秘匿されていたのである。その技法を知る紋工が下野国足利に來り、技術を金井繁之丞に伝承したのであった。その人は小坂半兵衛といった。

小坂半兵衛は、その後寛政2年(1790)に桐生新町に移り、文化13年(1816)桐生にて歿した。その間、幾多の紋工を育てた。弟子には長子佐兵衛や荻原眞平等多数がおり、桐生独自の紋法である小純子一挺總模様等を考案した。小坂半兵衛の教えと弟子等の働きにより、桐生は織物産地としての地位を築くことができたのである。

(4) 職工来桐の理由

延享2年(1745)西陣では高機織屋が仲間創設を請願し、幕府もそれを認めた。それにより西

⁶⁶⁾ 「桐生市立替并織物之記」p.181.

⁶⁷⁾ 『日本農村工業史研究』p.228.

⁶⁸⁾ 『桐生織物史』上巻, p.116.

⁶⁹⁾ 『桐生織物史』上巻, pp.243-245.

陣高機七組仲間が作られた。その触書的一条に「自今織物ノ義ニ付細工人餘國へ下り候而歸京ノ後奉公手間取埒キ候共召抱申間敷候。勿論同職自分ニ致共承次第早速糸屋町へ通達糸賣シ申間敷候仕入等モ可爲同前事」と、他国下向者には厳しい沙汰が取り決められていた⁷⁰⁾。それにも拘らず、職工達は、何故来桐したのであろうか。本稿では、以下の4点と考えている。

享保15年(1730)、西陣で大火災が生じた。世に言う西陣焼けである。上立売室町からの出火により、西陣160余町の大半が焼失し、7千余機の織機の内3,012台が焼失したとされる。この大火により多くの職人が離散し、地方の機業地に迎えられることになった。天明8年(1788)の京都大火と同様であるが、直接的災禍が第1の理由である。

第2に、後掲図5-4のような分業が成立するほど技巧の頂点に達していたことが挙げられる。

第3に、天保4年(1833)、同7年(1836)の大飢饉等度重なる天災によって高級織物の販売が不振になったことである。『西陣研究』では「機業家の困憊甚シク、職工徒弟等相ツイテ逃亡四散シ、各地ニ入りテ機業ヲ營ミ、西陣機業ニ對シ一大打撃ヲ與ヘントス」と述べているが、困窮の原因は高級品の販売不振である⁷¹⁾。贅沢品は景気の関数であり、世間の好不況は天災に左右される。西陣織物は当時としては技巧の頂点に達していたが、必需品でない限り不況時には売れないものである。その打開策の1つは大衆品を製造することである。しかし西陣には永く朝廷に仕えた伝統がある。伝統がそれを許すことはなかった。不景気、天災により、職工徒弟の中には困窮し地方に去る者も多かったのである⁷²⁾。西陣の織物師吉兵衛が京を去り、江戸で粉唐辛子渡世をするほど不景気に困窮していたのである。

三井文庫編の『近世後期における主要物価の動態』は江戸後期の物価の動向を記したものである。それによると、日雇い労働者の日当は、江戸、京都ともに、正徳年間から幕末までほぼ変化がなかった。江戸においては、正徳、享保期に1日銀2匁を超える場合はあったが、元治年間までは1匁以下、慶応年間以降は1匁以上となり、再び2匁を超えるのは明治3年以降である。京都の賃金は江戸よりは高い。そして日雇いと職工では比較に無理はあるが、長い期間昇給がなかったであろうことは想像に難くない。桐生では後に小前と呼ばれる機下職が多数現れる。小前とは機業家の下で零細な事業を営む借家層である。彼等の下には無数の日雇い労働者がいたことは想像に難くない。日雇い労働者の日当が100年以上もほぼ固定された状態であったということは、機下職や職工の賃金もさほど変化はなかったのではないだろうか。利益は、後述するように、機業家、買次、江戸・京阪の間屋等の商人資本に集中していくのである。「職工徒弟等相ツイテ逃亡四散」した理由はここにある。故に、厚遇で迎えられるならば地方に下ることは理に叶っている。これが第4の理由である。

縮緬などの技法は、既に享保の初頭には丹後、岐阜などにも流出したのだが、西陣機織法は皆西陣の職工によって地方に移植されたのである。仁田山機神伝説は、このように西陣の職工達が白瀧姫に成り代ることで果たされたのであった。

⁷⁰⁾ 『西陣研究』 p.45.

⁷¹⁾ 『西陣研究』 p.47.

⁷²⁾ 『西陣研究』 p.153.

第5節 社会的分業—⑥の理由

桐生織物の生産組織について述べる。前節で元文年間における西陣の職工・紋工の来桐が桐生織物に飛躍をもたらしたと述べた。それ故、桐生織物の生産組織は元文4年(1739)以前と以降で大きく変わる。すなわち、白生地平織物から後染紋織物への転換である。『桐生織物史』上巻では第1期、2期と分けているが、さらに天明6年(1786)以降の先染織物への転換もある。そこで本稿では、合計3期に分けて論じる。

(1) 桐生機業の原初的生産関係—元文4年以前

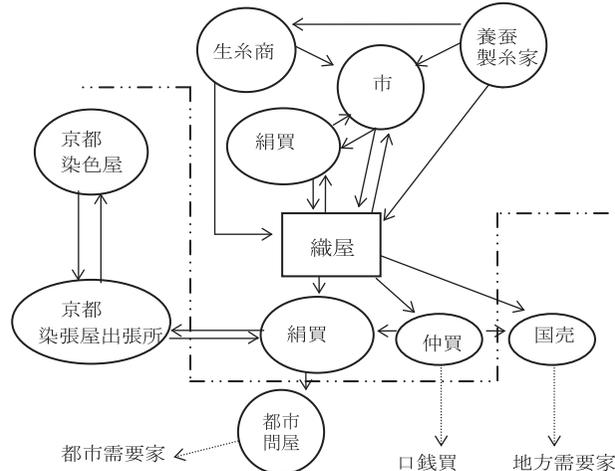
元文4年(1739)以前は、前節で述べた如く、白生地平織物を中心に生産していた。寛文、元禄と下っても、桐生の染色業は業とはならず、他地域との取引の際も大部分は白地のまま出荷する状態であった、と前述したとおりである。図5-1のような生産組織であった。前節で、貞享2年中国産白糸の輸入制限が行われたこと⁷³⁾から、享保の改革時には爲登糸^{のぼせいと}の需要が高まっていたと述べた。図5-1の頃、すなわち18世紀には赤城山麓には製糸地域が形成されていたのである。

図の境界線で囲んだ内側の部分、すなわち国売や都市問屋、京都染色屋等を除いた部分は、江戸初期の形態である。

それ以前、機業地の原初的形態では、自家養蚕→自家製糸→自家労力製織という段階を踏むしかなかった。すなわち、「往古者、百姓農業之片手間、女之方娘等蠶飼いたし、絲にとり、織物渡世仕候」という状態であった⁷³⁾。

図5-1上部の段階でも、糸は自家用または桐生地域内消費目的で生産されていたに過ぎなかった。すなわち、原料繭購入→自家製糸→余剰労力生産という段階で製織していたのである⁷⁴⁾。

図5-1 元文以前の桐生機業の生産関係



『桐生織物史』上巻, p.354の図に修正を加えた。

⁷³⁾ 『桐生織物史』中巻, p.5.

⁷⁴⁾ 『桐生市史』上巻, p.872.

境界線図を取除いた場合の図4-1は、桐生に定期飛脚の出店が置かれ、絹市が置かれた段階での桐生機業の生産関係図である。紗綾市を中心に、生糸商、製糸家、絹買、機屋が群集する様を表している。但し、織屋とは農民である。

機屋も絹買も「年中の渡世故一日逆油断ならず、今日賣て直に又豎糸横糸を支度して片時も延引して明日逆は待たれぬもの也」というのが現実であり⁷⁵⁾、前節に「桐生新町市之儀は、卯之刻より初り、丑之刻迄糸絹賣買仕、早々罷歸り農業仕候處」の「農業絲絹等分ニ而渡世仕候」と前述した如く、農間余業状態のままであった⁷⁶⁾。

(2) 絹市立替後の桐生機業の生産関係

享保の桐生市立替後の桐生機業の生産関係は、図5-1の境界線を除いた関係になる。これが第1期である。三都の都市問屋との結び付きが始まり、農民的商品生産の範囲ではあるが、産業として発展することが動機付けられることとなった。すなわち、享保元年頃諸国上景気となり、吟手染なども売行きも良好で、「國賣に出づるもの、誂へけるに、諸方より頼み候故、急には出来兼る由を申して賑ふなり」という状況になったのである⁷⁷⁾。

桐生には黒染という独自の技法もあったが、多くは白生地平織物を中心に生産していることに変わりはなく、謂わば材料供給地の役割を果たしているに過ぎなかった。

(1)の段階での絹買商の役割は、原材料と機屋たる農民の仲介、すなわち図における上の部分の役割が中心であった。絹市成立、飛脚出店後の絹買の役割は、図のように三都の問屋の代理人としての機能も生じた。仲買業は競り衆とも言われた⁷⁸⁾。また、国売は地方への行商である⁷⁹⁾。新居甚兵衛と吉田源兵衛がその代表であった⁸⁰⁾。

桐生における絹買は、郷土が務めるか、または近江・伊勢方面から来桐した商人で在来地主と縁戚になった者が多く、一種の特権階級であった。

『桐生市史』上巻によれば、表5-1のような一応の身分分化を示すことが可能であるという。これ等は出身区分毎に固定的なものではないが、図5-1～5-3の範囲では概ね該当する。その理由は、同地には石高を所持する高持百姓と、それ等を家主としてその下に統制される借地借家人が居り、これが上層階級と下層階級の元になっているからである。前節で石高制に触れたが、鄙の一角にもそれは活きているのである。そして、町の正式な構成員である高持の内、絹買仲間構成員と織屋が石高で突出し町役人等を歴任していたのである。特に絹買が社会的地位と商業資本を兼ね備えた特権階級者になったということは、三都問屋との仲介役という意味では首肯できることである⁸¹⁾。下層階級は労働者たる奉公人が主であった。

⁷⁵⁾ 『桐生市立替并織物之記』p.173。養蚕製糸と製織は、市成立とともに分業になっていたのである。

⁷⁶⁾ 『桐生織物史』上巻、p.214、p.233。

⁷⁷⁾ 『桐生織物史』上巻、p.114。

⁷⁸⁾ 『桐生織物史』上巻、p.259。

⁷⁹⁾ 『桐生織物史』上巻、p.297。

⁸⁰⁾ 『桐生織物史』上巻、p.298。

⁸¹⁾ 『桐生織物史』上巻、p.298。

表5-1 桐生農間渡世織物関係農民職業分化表

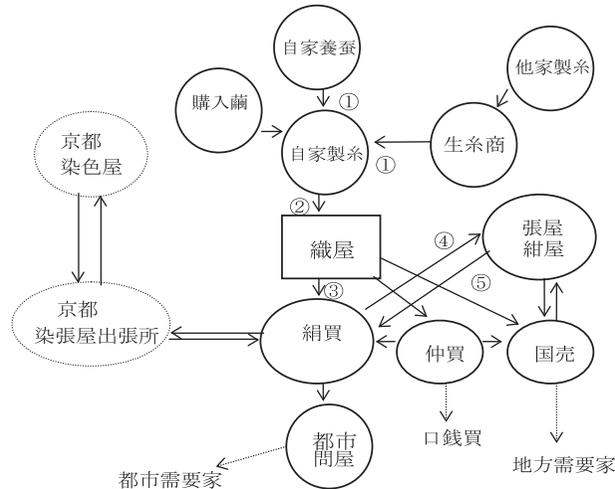
身分	社会的地位	職業		機能
		商人	手工業者	
郷士 在来地主	上層階級	買次商	元機屋	資本家 企業家
小農	下層階級	仲買 衆	小機屋 賃機屋 加工業者	労働者

『桐生市史』上巻, p.871.

(3) 元文以後の分業関係

元文4年以降、すなわち居坐機から高機への変更、西陣染色・機織法の技術移植以降も、生産関係に大きな変更はない。但し、図5-2の下段にあるように張屋、紺屋と絹買との相互関係が生じた。これは、後染加工を行っていることを表している。前節に述べたように、西陣織物師彌兵衛、吉兵衛により、羅、紗、紋紗綾、緞子、縺子、綸子、縮緬の織法が伝わり、相前後して紅染師瀬兵衛、佐兵衛により後染の技法が伝わったのである。すなわち、織屋の技法もそれを反映したものである。

図5-2 元文以後の桐生機業の分業関係



『桐生市史』上巻, p.870より作成.

この段階になると絹買は、張屋、紺屋への委託を行う故、紗、紋紗綾等の工程の一部に自らを組込むこととなった。図5-1の段階で養蚕製糸家と織屋の分業は生じていたことであるが、図5-2でも①②から織屋へ材料が運ばれ、③④⑤の染色・仕上加工は絹買を起点に行われている。また、京への販売も絹買が行っている。

絹買は、ここに機業家を市場から遮断することが可能となったのである。図5-2では、図5-1の絹市での役割は省略したが、絹買の機能は徐々に市場との結び付きが強くなり、爲登師、買

送人あるいは買次商と呼ばれるようになった⁸²⁾。しかし、絹買が買次と呼ばれるようになった理由は、都市問屋の代買人としての機能にある。故に買次なのである。また、買次とはならず、絹買のままの商人も存在したのである。

このことは、享保6年(1721)桐生新町の絹買玉上甚左衛門が三井呉服店の代買になる際の次なる保証証文に明らかである⁸³⁾。

「 請合申証文之事

- 一、桐生新町玉上甚左衛門義能ク存ジ知り慥成者ニ付其方様絹買方御申付被下候様ニ御願申人之所御申附ケ被下悉ク奉存候然上は御家来同前無之氣遣金子何程にても御渡し可被成候勿論其許買入絹之儀は御屋敷様方御用入交り有之義ニ候へは若火災其外盜賊出逢致紛失候共其外代金勘定可仕候其外取り逃欠落仕候而如何様之六ヶ敷出来候ても少も御損御難義掛ケ申間敷候。
- 一、当人相果家名子孫江譲り候共いつ迄も此証文を以私請人ニ相立申候爲後日請合手形仍如件。

享保六年丑ノ六月

今泉村

請負人 板倉武兵衛 印

新町

同 萩野八郎兵衛 印

押出村

同 金子重郎兵衛 印

新町

同 玉上甚兵衛 印

当人

玉上甚左衛門 印

三井八郎右衛門殿代

支配人中

伊右衛門殿

市郎右衛門殿

多郎右衛門殿

重郎兵衛殿 』

瑕疵があれば一切を保証する等と述べ、三井呉服店の出張所または手代であるかのように、忠

⁸²⁾ 『桐生織物史』上巻, p.105. 但し、『桐生織物史』上巻では用語の統一は行われておらず、実際においても呼称は混在していたと思われる。例えば、天明絹運上金事件の際江戸問屋から届いた通牒は絹買仲間の代表佐羽清右衛門に宛てたものであり、一方『桐生織物史』上巻, 354頁の享保期頃の桐生機業生産関係図では買次と書かれている。従って、買送機能の有無や時代における呼称で買次か絹買かを分けることは意味をなさないことになる。本稿では、生産管理・問屋資本という機能が強まったと判断される時以降を買次と呼ぶことにする。

⁸³⁾ 『桐生市史』上巻, pp.875-876.

誠を誓っている。そこまでの理由は、都市問屋との結び付くことは、従来の絹買や国売とは異なり、計画性が担保でき、労少なく益多い故である。また飛脚問屋を用いれば、道中の事故の補償からは免れることも、納期を守ることも容易いことであった。

さて、市場から機業家を遮断するとは市場情報を一手に握ることが可能になるということである。享保期に掛けて三都の問屋資本を強化し、地方の農民的商品生産を三都問屋資本に連結し、全国的流通機構の創出が政策的に企図されるようになっていたということが背景にある。生産と販売の要に買次がいるということは、これは後々実現されることであるが、問屋制前貸資本、つまり商業資本として生産を管理するまで成長する可能性があったということである。すなわち、幕末明治期に鮮明になることであるが、買次の機能は①約束手形の札切による資金融通、②取次としての代金回収業務、③市場調査及び生産指導機能の3点であると結論付けられる⁸⁴⁾。

しかし、絹買と買次が本来的に異なる点は、都市問屋の代理人として産地で活動する点にあった⁸⁵⁾。単なる買送人であれば絹買のままでもよい。市場動向から情報を読み取り新たな図案を提案し、業務発注等を通して生産管理責任者として生産管理を行い、時には経営者として運転資金を前貸しする。買次が産地に住し、独自性を活かしつつ産地の発展を指導する理由がここにある。

事実、図5-2の④⑤なる関係にあって経営・生産管理の任にあるということは、安永3年(1774)張屋仲間が絹買仲間に対して染代金値上げの要求を行っていることから窺える⁸⁶⁾。

(4) 天明6年以降の分業体制

前節で、天明6年(1786)京都紋工小坂半兵衛が下野国足利郡粟ノ谷村の機業家金井繁之丞方へ寄寓し、先染の技法を伝えたと述べた。この技法が桐生において先染大衆織物として開花するのは化政・天保期である⁸⁷⁾。

その頃には、「近年次第に繁昌仕候に随ひ、蚕飼等は相止め近辺は不申及他国よりも糸買入糸問屋多分出来致、機屋共は銘々機織女竝糸繰紋引等大勢召抱渡世仕候…」⁸⁸⁾、「織物に相用候糸は、諸国より買入候得共、過半上州厩橋町近辺より専ら相送り候事にて、厩橋は不及申桐生新町迄も糸商売之間屋共多分有之、機屋へ売渡候分は廣大之儀にて、大機屋にては市毎に多分の糸買入候事」という状態になっていた⁸⁹⁾。つまり、図5-1、5-2の自家製糸の過程を省略し、製糸した糸を購入するようになっていたのである。すなわち、下図5-3のように買入糸→(自家労力・雇用労力)→(生産工程・分業)という生産過程を経て製織するようになっていたのである。

先染は天明6年以前の後染に比べ耐久性に優れるが、績、立繰、糸染、紋、準備、製織、張

⁸⁴⁾ 『足利・桐生織物業の賃織制度と買継商の性格の分析』、p.35.

⁸⁵⁾ 『桐生織物史』上巻、pp.105-110.

⁸⁶⁾ 『桐生織物史』上巻、p.156、p.296.

⁸⁷⁾ 『桐生織物史』上巻、355頁の生産組織の図解に天保頃と添書きしているのは、最盛期を指すためである。

⁸⁸⁾ 『桐生織物史』中巻、p.5.

⁸⁹⁾ 『桐生織物史』上巻、p.356.

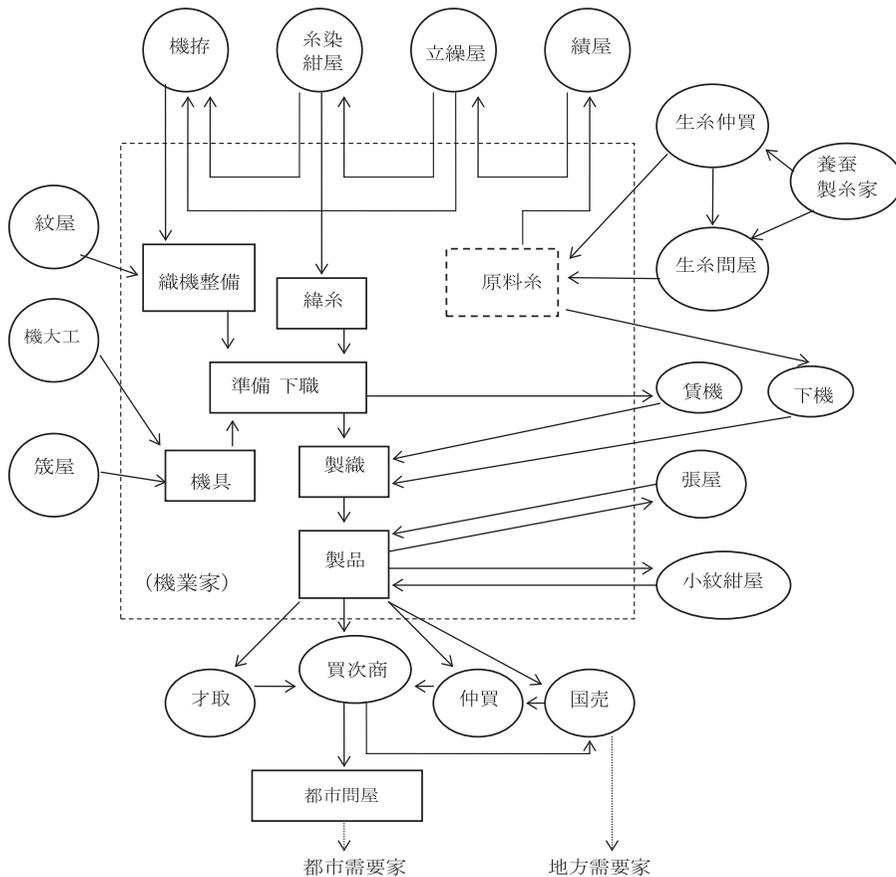
等の諸工程の地域内分業は不可欠となる。図5-3は各工程の典型的な関係を示したものである。典型的と述べる理由は、稀に桐生新町5丁目の吉田清助のように、品質管理上の問題を除くために、堅染、紡績、染色、機拵、製織という工程を一貫して自家で行う機屋も一部ながら存在したからであり、その意味で何等かの工程を兼任した機屋は他にもいたということである⁹⁰⁾。

図5-3において、大きな点線で囲んだ四角形は機屋による織りを表している。織りに到る前の績屋、立繰屋、糸染屋、また仕上げの張屋等は、ある意味では機屋から独立しているといえる。

任意に別の機屋の仕事を選べる立場にあるからである。小前とも呼ばれた下職は、糸張支柱、管巻器、整経台、箆など機屋の織機に附属する機具を使用する立場にあり、完全に従属した立場にあった。しかも、従業員とは異なり、身分は不安定であった。

賃機も同様で、機屋が元機屋として出機たる賃機織りに機具、原料を前貸し、製織を委託されて内職を行い、織賃を所得するという関係である。元機屋－出機関係は、両毛地域では広く認められる方式であった。賃機が景気の安全弁として機能し、元機屋は工場等の設備投資を必

図5-3 天明6年以降の分業体制



『桐生織物史』上巻, p.355より作成。

⁹⁰⁾ 『桐生織物史』上巻, pp.256-257, p.267.

要としないからである。さらに分散して作業するため、元機屋に対して団結することのできず、その意味では弱い立場であった。下機は、賃機屋の一種であるが自営程度が高いものをいう。元機屋より原料を借入れ製織し、これを元機屋に委託して売り、その代金より原料費を控除して所得とする。謂わば下請である。桐生では下機は多くはなかった。しかし、足利は長く桐生の下機地域であったと述べたように、足利地方には図5-3の大きな点線で囲んだ四角形に匹敵する設備を有した機屋も多数存在した。

図5-3の下段は販売関係である。ここで買次と書いたのは『桐生織物史』上巻に倣った。才取りとは、機屋の代理人として買次と機業家の間に立ち、織物の売買を勧誘し機屋から一定の口銭を得るという仲立業者である。または、口銭ではなく指値以上の売値が付いた場合に、それを自己所得とする場合もあった。幕末天保期頃から発生した。

図5-4は享保期頃の西陣の分業関係である。図5-3と比べると分業の程度はより細分化している。西陣では工程次元で分業が細分化されており、水島あかねの「明治大正期における京都の都市空間変容過程の研究—西陣地区の地籍図の分析を通じて—」という論文に見るように、そのまま個々の生計を支える業として成り立ち、街並が形成されていたのである⁹¹⁾。それが可能な理由は、朝廷等を対象とした高級品を一定量、常時計画的に産することが可能であったためである。また、古くから専門の職能集団を形成しその任に当たっていたからである。すなわち、図5-4は製織業関連の社会的分業の完成型なのである。一方、図5-3の桐生における分業は粗い。これは、過渡的状态のまま推移しながら、多能工化・多角化の潜在性を持って、注文に対し柔軟に対応可能な体制を採っていたからである。すなわち、国売で成功する者がいればそれに追随する者が出て、買次で成功したと聞けば他の絹買も一斉に三都問屋と繋がりを持つとうとするという状態が続き、その中で販路の確立とともに幕末に向け徐々に体制化していったのであり、天明期においては過渡の最中だったのである。

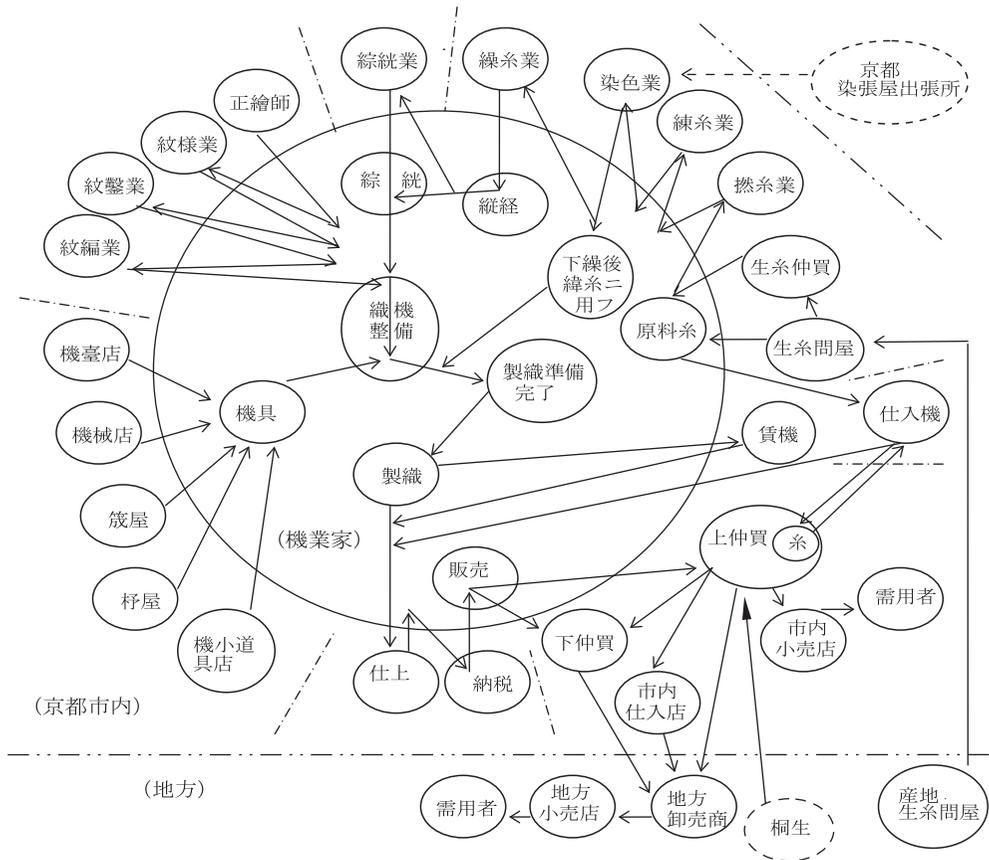
因みに、図5-1、5-2の京都染張屋出張所は、図5-4の右上の点線の囲みに接続する。また、図5-3下の三都問屋は、図5-4では下段の桐生と書いた点線の囲みに接続している。図5-1、5-2の段階、すなわち白生地平織物、後染紋織物の段階では、最終加工は西陣等の産地において行われ、図5-3の先染紋織物の段階になって最終製品を消費地である三都にて販売したという前述の説明に符合するものである。

「夫より飛紗綾・小紗綾・惣紋・當引・踏かけ綾・縹珍・紵・市松・綸子機・吾妻純子、張屋方には打たり吹たり艶を出したり、家々の名を發して諸國へ弘る。京都爲登に大坂名古屋江戸店々注文、國うりの商人は商先よろしく、織屋の繁昌は當所の賑となり、…」という描写は第2期の後染加工を指すものであるが、これが真に実現したのは第3期の先染加工を行うようになってからのこと、すなわち天明期になってからのことである⁹²⁾。

⁹¹⁾ 水島(2003)の射程は近代の西陣の町並みの形成過程である。しかし、享保15年の西陣焼けや元治元年の禁門の変・京都大火によっても、同様の町並みが再現された。それは、人々の繋がりや社会的分業を基調に作られ、それを基に町並みが形成されていたからである。

⁹²⁾ 「桐生市立替并織物之記」pp.181-182.

図5-4 京都機業における分業体制



【西陣研究】 pp.22-23挿入図より作成.

第6節 歴史を造るもの⑦について

以上で、機業地桐生誕生の要因として考えられる①～⑥の考察を終る。上記の考察より、これ等が産地化の主要因であったということは明らかとなった。

さて、歴史を造るのは人々の活動、結び付きである。すなわち、⑦番目の要因として人々の意志がなければならないのである。

前述のように、各村々はモザイク状に分割統治されていた。それは一揆の発生を防ぐためである。しかし、市を中心に、また元機屋－出機関係によって、人々は領地や村の境を越えて繋がりを作り、桐生五十四ヶ村という地域を造り出して行ったのである。

一般に家産は家を象徴する。しかし、桐生においては家業こそが家を象徴した。人々が桐生について述べる時、それをシンボリックに語るものは何か。それは機織である。機業地桐生誕生の要因として上げた、②の百姓渡世難儀の農業不便之場所であったがためと、①古くから縄が採れたこと、そして③天領となり御吉例之地となったことが機業地形成の基底にあった。その上に、④の理由と図1-1に示した白瀧神社や織姫神社そして市が開かれた桐生天満宮の存

在により、さらに家康や新田義貞等の御吉例によって相乗的に強化され、神代からの家業は機織であるという方向付けの中に各自が位置付けられたのである。同時に、百姓渡世難儀の農業不便之場所であり、機織なしには生きて行けないという状況にあるということは共通認識であった。それ故にこそ、機屋や買次、小前に至るまで、機業という桐生における社会的・歴史的文化的構成に関わることが生存権の保障は元より、地域社会の発展に寄与する最善の方法なのであった。

一般に、家産は多くの成員を統一し、家という歴史的実体に位置付ける重要な要素である。桐生にとっては、上述のように個々の家産は同時に家業であり、その集積が地場の産業に相乗的に連動していた。言い換えれば、桐生は東の西陣と謳われながら明治日本の輸出産業の柱の1つとなることは、自身もその礎石の1つとして、家産を磨耗することなく家族を護り家業を盛り立てることが、地域産業、日本の経済に寄与するという展望と使命を持つことができたのである。その中で、近代以降は芸術の域に達する織物を産することができたのである。

技術革新や生産組織の革新、技術の習得、販路の拡大など、その時代の群像には無名ながらも一人ひとり顔があった。その子孫であるということは、現在の人々にもそれぞれの血縁意識の中に結束した家という歴史的実体の一員であること、そして自らの家それ自体が桐生という時空を超えた統一体の一員であるということに誇りを抱かせるものがあるに違いない。しかし、その統一体とは誰かが手を抜けば崩れてしまう。それ故、皆必死に働き、生きて来たのである。そういう歴史が桐生を造っているのである。

歴史を造るもの、それは人々の必死の協働、弛まず重複する相互作用によって造られるのである。時代を画する桐生織物を織り上げるための協働と、歴史的統一体としての桐生とのシンボリックな相互作用—先祖代々桐生織に人生を捧げてきたという事実と、自らも歴史的実体の一員であるという実感—が、桐生という地域を造り出したのである。以上により、機業地桐生の誕生の諸条件を明らかにすることができた。

参考文献

- [1] 荒川宗四郎『足利織物沿革誌 全』1902.
- [2] 群馬県内務部『群馬縣蠶絲業沿革調査書』成立舎, 1903.
- [3] 群馬県史編纂委員会『群馬県史』資料編23近代現代7, 産業1, 1985.
- [4] 群馬県史編纂委員会『群馬県史』資料編24近代現代8, 産業2, 1986.
- [5] 本庄榮治郎『西陣研究』京都法学会, 1914.
- [6] 市川孝正『日本農村工業史研究』文眞堂, 1996.
- [7] 伊勢崎織物同業組合編『伊勢崎織物同業組合史』1931.
- [8] 伊勢崎織物協同組合『伊勢崎織物史』1966.
- [9] 伊勢崎市『伊勢崎市史資料編1近世I』1988.
- [10] 伊勢崎市『伊勢崎市史通史3』1991.
- [11] 伊勢崎市『伊勢崎市史通史2』1993.

- [12]石原道博訳注『魏志倭人伝』岩波書店, 1991.
- [13]亀田光三『桐生織物史と産業遺産』亀田貴雄, 2011.
- [14]木村礎『旧高旧領取調帳』関東編, 東京堂, 1995.
- [15]「桐生市立替并織物之記」, 本庄榮治郎, 土屋喬雄, 中村直勝, 黒正巖『近世社会経済叢書』第8巻, pp.165-190, 改造社, 1927.
- [16]桐生織物史編纂会『桐生織物史人物伝』桐生織物同業者組合, 1935a.
- [17]桐生織物史編纂会『桐生織物史』上巻, 1935b.
- [18]桐生織物史編纂会『桐生織物史』中巻, 1938.
- [19]桐生織物史編纂会『桐生織物史』下巻, 1940.
- [20]桐生織物史編纂会『桐生織物史』続巻, 1964.
- [21]桐生市史編纂委員会『桐生市史』上巻, 桐生市史刊行委員会, 1958.
- [22]松浦利隆『在来技術改良の支えた近代化』岩田書院, 2006.
- [23]水島あかね「明治大正期における京都の都市空間変容過程の研究—西陣地区の地籍図の分析を通じて—」神戸大学博士論文, 2003.
- [24]三井文庫編『近世後期における主要物価の動態』東京大学出版会, 1989.
- [25]宮本又次『株仲間の研究』講談社, 1977.
- [26]農務局・工務局編『繭糸織物陶漆器共進会報告・第三区織物』, 1885.
- [27]岡本清『足利・桐生織物業の賃織制度と買継商の性格の分析』松崎邦二発行, 1971.
- [28]岡部福藏『桐生地方史』愛隣堂印刷, 1928.
- [29]大石慎三郎, 津田秀夫, 逆井孝仁, 山本弘文『日本経済史論』御茶の水書房, 1967.
- [30]大林雄也『大日本産業事績2』平凡社, 1988.
- [31]佐羽秀夫『桐生の歴史を語る』, 桐生南ロータリークラブ「桐生の歴史を聞く会」, 2010.
- [32]杉森玲子『近世日本の商人と都市社会』東京大学出版会, 2006.
- [33]辻本芳郎, 北村嘉行, 上野祐三『関東機業地域の構造変化』大明堂, 1989.
- [34]東京高等商業学校「明治33年夏季修学旅行両毛機織業調査報告書」『明治前期産業発達史資料別冊(50)IV』明治文献資料刊行会, 1969.
- [35]横井時冬『日本商業史』大和書房, 1977.